



長野県報

1月29日(月)
令和6年
(2024年)
第478号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（東北信運転免許課）…………… 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 1

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 2

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札（財産活用課）…………… 3

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）…………… 5

正誤（都市・まちづくり課）…………… 6

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年1月29日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第2号中「、長野市松代交番」を削る。

附則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

東北信運転免許課

告示

長野県告示第54号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡王滝村4940の5・4940の17（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第55号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第56号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡売木村（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第57号

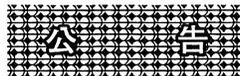
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字豊丘字乳山3321の93から3321の95まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 入札に付する事項
 - 調達産品等の種類及び数量
合同庁舎等(佐久合同庁舎以下19施設)で使用する電気
予定契約電力2,620kW及び年間予定使用電力量5,920,000kWh
 - 調達産品等の特質等
入札説明書によります。
 - 調達期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - 調達場所
入札説明書によります。
 - 入札方法
入札金額は、(1)の予定契約電力及び年間予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとする。)を記載してください。
落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。